

第五十一回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第三十七号

昭和四十一年五月二十四日(火曜日)
午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 上村千一郎君

理事 小島 徹三君

理事 濱田 幸雄君

理事 網迫 兼光君

理事 佐伯 宗義君

理事 田中伊三次君

理事 千葉 三郎君

理事 早川 崇君

理事 神近 市子君

理事 横山 利秋君

理事 田中 鐵之進君

理事 田中 鐵之進君

理事 田中 鐵之進君

理事 田中 鐵之進君

理事 田中 鐵之進君

理事 田中 鐵之進君

理事 田中 鐵之進君

理事 田中 鐵之進君

理事 田中 鐵之進君

理事 田中 鐵之進君

理事 田中 鐵之進君

理事 田中 鐵之進君

理事 田中 鐵之進君

理事 田中 鐵之進君

理事 田中 鐵之進君

理事 田中 鐵之進君

理事 田中 鐵之進君

理事 田中 鐵之進君

理事 田中 鐵之進君

理事 田中 鐵之進君

理事 田中 鐵之進君

理事 田中 鐵之進君

理事 田中 鐵之進君

理事 田中 鐵之進君

理事 田中 鐵之進君

同月二十四日

委員馬場元治君、濱野清君及び森下元晴君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君、竹内黎一君及び毛利松平君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君、竹内黎一君及び毛利松平君辞任につき、その補欠として馬場元治君、濱野清君及び森下元晴君が議長の指名で委員に選任された。

五月十六日

神戸拘置所尼崎支所の田近野地区移転反対に關する請願(山下榮二君紹介)(第四四九二号) 同外十九件(山口丈太郎君紹介)(第四五一八号) 同月二十日

印章法制定に關する請願(龜山孝一君紹介)(第四八五六号)

は本委員会に付託された。

本日

の会議に付した案件

執行官法案(内閣提出第一四九号)

○大久保委員長 これより会議を開きます。

執行官法案を議題といたします。

これより質疑に入ります。大竹太郎君。

○大竹委員 まず基本的な問題について一点お伺いしたいと思つておりますが、執行吏の制度の基本的な改正は、執行吏を完全な国家公務員として、裁判所の一員としてその職務を執行させることが一番完全な改正であるということはお申上げてもいいわけでありまして、当局におかれども、その方向で改正を考へられたようであり

ますが、いろいろな点で一氣にそこまで持つていくことはできないということ、みずからも言つていられるように中途はんばの今度の改正になつ

たということであるわけでありまして、それで、どうして一氣にそこまで改正できなかったかといふことの理由につきましても、執行官法案説明書にその一部が載つてゐるわけでありまして、そこには「現在執行吏の取り扱つてゐる事務が他の一般の司法事務または行政事務とは著しく異なる特殊性、困難性を有すること、それからまた「俸給制のもとでは現行の手数料制下におけるよりかなり多数の職員が必要となることを覚悟しなればならない」云々と書いてあるわけでありまして、この「著しく異なる特殊性、困難性」、非常に抽象的でありまして、これを説明していただきたいこと、それから「俸給制のもとでは現行の手数料制下におけるよりかなり多数の職員が必要となる」という説明をされておられますが、これも具体的に、一体それならどのくらいな職員その他をふやせばいいことになるのか、それらについてまず御説明をいただきたいと思ひます。

○鹽野政府委員 執行吏の職務の困難性とはいかなるものであるかといふこと、それから俸給制の執行官に切りかへると多数必要だといふことであるが、その数はどのようなるものであらうかといふ二点のお尋ねと心得ますので、最初にまず仕事の内容の特殊性、困難性といふことにつきまして御説明申し上げます。

御承知のとおり、執行吏の取り扱つております職務は強制執行でございます。これは御承知のとおり外へ出ていって仕事をやる、強制執行をするといふことでありまして、債務者の自宅など、裁判所以外の場所に出かけていって行なうのでございまして。しかも御承知のとおり執行吏は独任制の機関でございますので、その際上司の監督指導あるいは同僚の助言を求めるともなく、自分の全責任で、その場においてとつた判断をして、適正な執行をしなければならぬといふところに

普通公務員と違つた職務の性質があるわけでございます。それから、さらに強制執行の現場において執行する際には、債権者と債務者の利害がそこで衝突するわけでございます。その際に債務者側からいろいろ恨みを言われ、あるいはののしられるというやうな場合もございます。さうな利害が衝突してゐる場面でございますので、その間に処してこれを円滑にしかも適正に事務を処理していくといふことは非常にむづかしい。普通の公務員のいわゆるデスクワークとはかなり違つた性格があるわけでございます。それから、強制執行の性質から申しまして、普通のデスクワークでございますと、ある程度の仕事を自分の裁量で順に片づけていくといふことができるわけでございますが、強制執行の場合には、一ぺんに仕事がいります。これをなるべく早い機会にすべてを処理してやるといふことが要請されるわけでございます。まして、自分の判断で緊要ならして仕事をし

ていくといふことが非常に困難な仕事なのでございます。さうな次第で、いわゆる普通の公務員のやつております仕事と、外へ出かけていって強制執行という仕事をやりまします執行吏の仕事とは、かなり違つたものがあるように考えられるわけでございます。これを私ども職務の「特殊性」あるいは「困難性」といふことで表現いたしました次第でございます。

それから、俸給制の執行官に切りかへます場合に相当多数の職員が必要であるといふことでございますが、これは実際にはこまかく事務の分量をさらに分析いたしてまいりませんと、正確な数はよくよくこれは現段階では困難なのでございます。従来諸外国におきましても、このやうな手数料制がいいのか、俸給制がいいのかといふことについて、いろいろ議論され、検討されてきてゐるようでございます。ドイツあたりでこの問題が検討されました場合に、手数料制から俸給制に切りかへ

るといふことになれば、おそらく従来の三倍ほどの職員が必要であらう、こういうふうにいわれているわけでございます。これを日本に当てはめてまいりますと、現在執行吏が三百数十名おります。それから問題の執行吏代理でございますが、これが二百数十名、合計して約六百名の者が強制執行の仕事に当たっているわけでございます。これをかりに三倍程度というふうに見ますと、千五百から二千くらいという数になるわけでございます。この点につきましては、法務省の法制審議会でもいろいろ論議されたのでございますが、やはり完全俸給制に切りかえるということになりますれば、その程度の人員は考えなければならぬまいというふうな考慮になっておる次第でございます。

○大竹委員 次に、執行吏が今度執行官になるわけでありまして、それについての説明によりまして、「この法律施行の際現に執行吏に任命されている者は、別に辞令が発せられないときは、執行官に任命され、かつ、現にその者の属する裁判所に勤務することを命ぜられたものとみなす」というように説明されているわけでありまして、別に辞令が発せられないときはいいのでありますが、この御説明によると、別に辞令が発せられる者もあるといふふうな考えられるわけでありまして、現在の執行吏の中で執行官に任命されない者が一体どの程度あるのか、その関係は一体どうなるのか、まず御説明いただきたいと思ひます。

○菅野最高裁判所長官代理者 この附則の六条によりまして、現在の執行吏はこの法律の施行とともに新しい制度の執行官に任命せられたものとみなされるわけでございますが、その任命されたものとみなされる者につきましては、勤務の場所も現在のところとつとめる、そういう執行官に任命されたものとみなされる。それで別に辞令が発せられない場合とつとめる。それで別に辞令が発せられない場合はこういうふうになるわけでございますが、それでは辞令を出しまして現在つとめております場所以外のところにそういう人を任命がえいたすといふことがあるかというお尋ねでございますが、私もこの法律の実施をいたしまして

は、その点は考えておりません。すべて現在つとめております場所、その場所におきまして執行官に新しく任命されたものとみなしまして、そうしてそこに勤務すべきものとしていくつもりでございます。

○大竹委員 私は、辞令によつてよその裁判所に勤務といひますか働かざるものよりも、現在執行吏である者は全員執行官になるのだ、なる資格があるのだ、そう解釈してよろしいのですか。

○菅野最高裁判所長官代理者 そのとおりでございます。

○大竹委員 それならば、今度新しく――仕事の内容は似たものでありますが、執行吏から執行官になつた者の全員については、その待遇といひますか、年額六十二万二千円ですかの保証と申しますか、それは国ですることになるのであります。そう解釈してよろしいですか。

○菅野最高裁判所長官代理者 現在の執行吏が、ただいまの附則の六条によりまして別に辞令が発せられない場合、これが新しい制度のもとにおける執行官に任命されたものとみなされるわけでございますが、補助金の関係におきましては、新しい制度のもとで新しい任命資格、すなわち今度の法律が通りますれば、私も考えておりますが、新しい任命規則、裁判所の規則でございますが、これによつて新たに任命された者が、予算上認められております補助金額としての六十二万二千円の補助金を受ける。ただ先ほど申しました附則六条によつて任命されたものとみなされる者につきましては、その任命資格が、旧法と申しますか、現行法のもとにおける任命資格によつて任命されたものでございまして、その者につきましては二十万六千四百円の補助金を認められるわけでございます。

○大竹委員 そういたしますと、今度この新しい、改正した法律によつて任命された者は全部六十二万二千円ですか、そうなり、それから、いままでの執行吏から執行官に任命された者の待遇は、いままでどおりの二十万六千円ですか、全部がそうなる

のであります。その辺はいかがですか。

○菅野最高裁判所長官代理者 新しい制度のもとで、新しい任命資格のもとで任命された者につきましては六十二万二千円、現行の執行吏、これが附則六条によつて執行官に任命されたものとみなされた者につきましては六十二万四千円――六十二万四千円は、ただいまの現行の補助金に関する政令では二十四万二千円であつたものを、この法律が通りました後に補助金に関する政令を改正いたしまして、二十六万まで引き上げるというつもりでございますが、結局今度の法律が施行されました後におきましては、補助金の面におきまして六十二万二千円の者と二十六万四千円の者の二本立てになるという姿が出てまいります。

○大竹委員 次に、お聞きしたいのであります。今度の改正の一番の重点として考えられる、いままで執行吏が執行吏役場を裁判所から別に持つて、そして執務をしておつたというのを、今度は裁判所の中で執務をするというところにしたわけでありまして、私、まだその全国の執達吏役場の事情その他がよくわからないのでありますけれども、相当裁判所の外に役場を持つておつたというのがあるように聞いておるわけでありまして、裁判所の現在の施設そのものも非常に古く、狭いというふうなものも多いわけでありまして、今後おつくりになるものは、もちろんいまの執達吏役場その他の点も考えておつくりになると思つておりますけれども、従来の施設においてもこの執行官の役場までもその中へ取り入れるというところは、実際問題としてなかなかむずかしい問題であり、できない場合も相当あると思つておりますが、それらについての実情をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○菅野最高裁判所長官代理者 現在、全国で執行吏役場は二百三十カ所ございます。別に出張所が三十四カ所ございます。そのうちで、裁判所の庁舎外に役場があるものが六十七でございます。裁判所の敷地にいたしますれば五十七でございますが、同じ裁判所の中で甲、乙、丙という執行吏がおりまして、おの役場を持つておるものもござい

ますので、役場の数といたしますれば庁舎外にあるものが六十七ということになっております。

そこで、今後役場を廃止して、執行吏はすべて裁判所の中で勤務するという体制をとらなければならぬわけでございます。いろいろの関係もございまして、この法律が施行されると同時に、すべての役場を裁判所の庁内に取り入れるといふことは、私も調査いたしましたところによりますと、いま直ぐには実現できませんけれども、庁外にあります六十七のうち、裁判所の関係として七カ所、役場の関係として十の役場といふものが、いろいろの関係ですぐには庁内に役場を移すことが困難でございますけれども、ほかの五十数カ所につきましては、裁判所の中にスペースがあるのでございます。執行吏の希望によりまして、役場を外に置いておつたというふうなところもございまして、執行吏の執務すべきスペースが裁判所の中にあるのでありますけれども、執行吏の数が非常に少ないというふうなところもございまして、そういうようなところは、今後新しい制度になりますれば、庁内に役場を移すことが可能でございますので、ただいま申しましたように、十の役場、七つの裁判所におきましては、いままさぐとすることがちよつと困難でございますけれども、ほかは裁判所の中に事務所を取り入れるといふことが可能でございます。

それからさらに、昨年四月からことしの三月までの間におきまして、これはまあ法律の施行前でございますけれども、裁判所におきまして、役場はやはり裁判所の中に置くべきだといふ考えから、だんだんに裁判所の中に役場を取り入れてまいりまして、その数は全国で、昨年一年の間で十ばかりの役場がございました。なお、裁判所の中の役場で非常に設備の悪かつたものもございましたので、これはたとえば大阪でございますが、昨年プレハブの仮設建築でございまして、四、五十坪程度の事務所を新しく建築いたしました。

○大竹委員 そこでお聞きしたいのであります。もちろんこの執行官といふことで裁判所の中で執

務されることは私非常に大切なことだと思ふのでありますが、執行吏役場は御承知のように執行吏だけで仕事ができないわけでありまして、場所によつては執行吏代理もあれば事務員もおるといふことでありますが、これは新たな制度になつたからというわけでもないのではありませんけれども、そういうことを考えますと、執行官だけがやはりこの裁判所の中で早い話が机を持っておるといふことになつても、一体大ぜいの事務員とか代理とかいふものが裁判所の中へごちゃごちゃ入つてくるというところが、今度の新しい制度になつてはよけいそういうことになると思ふのでありますが、それらの監督とかそういうようなことは一体どうお考えになつておられますか。

○菅野最高裁判所長官代理者 今度の新しい制度になりますと、執行吏役場というものが廃止になりますので、裁判所の外に執行官が勤務いたす場所があることはこれは法律に合わないことになるわけでございます。そこで、少なくとも執行吏が裁判所の中に事務室を持っていなければならぬ。ところが、ただいま申しましたように、現状といたしまして直ちに執行吏が裁判所の中に入つてくるということが、全部について可能ではございません。そこで執行吏が、裁判所の外にやむを得ずある程度の設備を持つと申しますが、そういうことは現在のところやむを得ないかと思ひますけれども、しかしながら少なくとも執行吏が役場の中に机一つは持つという形はつくり出さないと、法律に反することになります。先ほど申しました直ちに庁舎の中に役場を移せないというところもあるわけでございますけれども、しかしそれにつきましては、執行官の机だけは裁判所の中に持つ、あと記録を保存しておく場所であるとか、あるいは事務員が実際の事務をとるスペースというものが、どうしても裁判所の中でとれないといふところにつきましては、しばらく裁判所外でそういう施設を持つことは認めなければならぬかと思ひますが、その庁も先ほど申しましたように全国のうちで十庁程度でございますので、今後裁判所が

新営される場合もあらんでございしますが、新営されない場合におきまして、そういう設備を裁判所の中に整えていく財政的な措置をとつてまいりたいと思つております。

○大竹委員 ただ、そこでどういふことでなければならぬかと思ふので、もう一つは持つていなければならぬと思ふのですが、一体この執行吏は今度は、普通の役所から出勤等あれば出勤退庁の時間も大体はつきりしているわけですが、今度は机を一つ持つて役所の中で勤務するということになつても、一体この出勤退庁とかの監督その他はどうなるのか、いまのような場合には、結局機一つあるけれども、そこへ一日に一度顔を出すけれども、実際の事務はよそで、悪く言えば二重の事務所を持つて、そしてほとんどの事務は外でやるのだ。机一つだけは役所に置いて一度顔を出すけれども、実際は別の隠れた事務所のほうに行つて事務をやっているというところになるのではないかと、いろいろあるわけですが、その点についての監督その他はどうなつておりますか。

○菅野最高裁判所長官代理者 執行吏の勤務体制というもののにつきまして、現行の法律の上では普通の公務員と違ひまして、何時から何時までという定めはないのでございします。今後私どもこの法律が施行されました後におきましては、執行吏の性格が公務員性がさらに強化されるわけでございますので、やはり出勤時間というものを規則の上で定めたい、こう思つております。

ところで、御指摘のように執行吏の勤務と申しますのは外勤が主でございまして、外へ出て働くということが多いわけでございますが、問題はその留守中のことなんでございします。それでとかく事件の申し立てをしたところが執行吏がおらぬといふような非難もございしたので、今後この法律が施行されました後はいわゆる代行書記官の制度を活用いたしまして、執行吏が複数あつて留守番が置けるような場所ならよろしうございしますけれども、執行吏が一人であるというようになつて

るには、すべて代行書記官を指名いたしまして配置しておきたい、そういう体制をとるつもりでおります。

ただ、御指摘のように机一つというところで、執行吏、事務員等がいわゆる庁外の場所でも勤務をいたしますことにつきましては、これは先ほど申しましたように、財政的な措置で裁判所の庁内にすみやかにスペースをとつて、この中に取り入れていく努力をするつもりでございしますけれども、そのしほらくの間におきましても事務員等に対する監督というところをおろそかにすることもできませんので、従来事務員の面はいわゆる野放しの状態にあつたわけですが、今後事務処理規程を改めまして、事務員についての裁判所の監督ができるような規定を設けて、事務員に対する監督ということもやつてまいりたいと思つております。

○大竹委員 次に、この改正の大きな点は、いままでは依頼する人が自分の好きな執行官のところへ委任をしておつたのを、いわゆる国家機関としての執行官に申し立て、そして事件の配分とでも申しますが、それについては裁判所がこれをやるというところが大きな点だ、こう言われておるわけでありまして、そういういたしますと、特にこの配分についての規定はないようでありまして、それでは配分は、たとえば三人いたすとすれば、事件が来れば甲、乙、丙とやつて、四番目の事件はまた前へ戻つて甲に配分する、そういうような配分を裁判所としてはされるというふうに了解してよろしいのでしょか。その点はいかがですか。

○菅野最高裁判所長官代理者 今度の法律で申し立て制になりまして、委任制を廃し、そして事務の配分は裁判所がすることになつたわけでございます。これは委任制といふものがとかく誤解を生み、そして過当競争を惹起し、そこに弊害があるという点からの改正でございしますが、しからば、今後事件の配分は、裁判所がするといつて、どうするのかわからないことではございしますが、ただいま申しましたように、過当競争の排除ということが第一の目的でございしますので、原則的

には事件は平等分配ということに相ならうかと思ふのでございします。

しかしながら、同時に、手数料制をとつていふというゆえんは、やはり能率制で、そして働く者にはそれだけのむくみがあるといふところがなければならぬわけでございます。そこで平等分配による過当競争の排除とそういう能率制との均衡を保てるようなぐあいには事務を分配しなければならぬといふところにむづかしさがあるわけなのでございします。現状を見ますと、やはり人によつて多少の格差がございします。それですから、むづかしい事件には腕のいい人が出ていかなければならぬといふわけでございますので、原則は平等分配ではあるけれども、他方における手数料制のいふところも生かさなければならぬのでございします。

それで、各合同役場によつて非常に事情が違ふわけでございます。そこで裁判所といたしましては、その土地土地に應じて、そこに働いてる執行吏といふものをよく見まして、そしてどういふふうな事件を分けたら最も合理的であるかといふことを見定めまして、そこで事件を配分していくといふことなのでございします。そのためには執行吏同士の間におきまして、事件配分に関する規約をつくらせて、そしてその合理的制について裁判所が判断をいたしまして、それならばよろしいといふことであれば、そういう規約を認可してまいるということによつて、抽象的な事件の配分の方法がきまるわけでございます。これは各場所場所によつて違ひますので、一がいにかういふ方法といふことで申せませんけれども、その場所場所に応じた、そしてそこに働いてる執行吏の素質といふものを見まして、そして具体的に妥当なところで事件の配分をしてまいりたい。将来は新しい執行官が新しい任命規則のもとに選ばれて、素質が均一化してくれば、事件を平等に分けるという原則のほりにだんだん近づけてまいりたい、かように考えております。

○大竹委員 そこでちよつとお伺ひしたいのです

が、第二条の二項に、裁判で特定の執行官が取り扱ふべきものとされた場合は、その特定の執行官が取り扱ふということになっているのでありますが、この裁判で特定の執行官が取り扱ふべきものとされた場合というのは、一体具体的にどのような場合でありますか。

○菅野最高裁判所長官代理者 具体的に申し上げますれば、裁判で執行官にある命令がなされるという場合に、たとえば仮処分等におきまして、だれだれの執行官の保管に付するといふ命令があった場合でございます。普通は執行官の保管に付するといふことで、抽象的に命令がなされるので、特定の執行官の保管という場合は少なからうかと思ひます。

なお、不動産の強制管理の場合等におきまして、その執行官が適任だと思はれる執行官を裁判所が命令する場合があるかと思ひます。

○大竹委員 そこで希望と申しますが、意見を申し上げておきたいことは、もちろんこれはいままでのように依頼者と執行官という特殊な関係からいろいろな弊害が出てくるということからこの配分は裁判所ですることになったのだらうと思ひます。これは理論としては私は非常にけっこうだと思ひますが、裁判所がおやりになり、そしてできるだけ平等に事件を分けるといふことになりまして、さつき私が申し上げましたように、執行官の間で配分の申し合せをつくって、裁判所がこれを認可をするというふうになさるおっしゃったんですが、これは実際にはなかなかうまくいかぬだらうと思ひます。また裁判所として、それほど執行官の手腕力量というものはなかなか見定めがたい点があると思ひます。しかし、ほんとうに申し立て人の利害そのものをよく考えるということになれば、事件によっては頼んだ人のような執行官を向けなければならぬ場合がある、またかけ出しの人が行ったんでうまくやれないという場合も、実際問題としては私は相当あると思ひます。その点先ほどの裁判所のお考えそのものは私はそれでけっこうだと思ひますが、実際の運用の面におい

てはよくよくやっていかぬと、執行官の選任が当を得ないということと執行官がうまくいかぬというふうな場合も出てこないとは保しがたいと思ひますが、そういうふうな面では、私は、よほどよく考えてやっていただきたいと思ひます。

それで、いままでの委任と申し立てであります。そういたしますと、いままでの執行官と委任者との関係は、これはもちろん委任の関係だと思ひますが、今度は、執行官と申し立て人との関係は一体どういふことになるのであります。いままでの関係との相違は、一体どういふふうにかへたらよろしいでしょうか。

○菅野最高裁判所長官代理者 従来は事件の委任といふことが法律の文字に出ておりました。しかしこの解釈につきまして、委任とは書いてあるけれども、いわゆる民法上の委任とは違ふのだ、いわば公法上の委任といふことになればやはり申し立てに近いんじゃないかといふような解釈もされておつたように聞いております。しかし今度は、はつきり「申立て」といふことになりました。そういういたしますと、当事者との関係はどうなんだというお尋ねでございますが、それじゃ申し立ては一体だれにするのかといふことから考えてみますと、これは特定の執行官個人に対する申し立てではなくて、まゝいまして、抽象的な執行官といふものに申し立てるといふことにいわれるわけでございますが、もう少しくだけて申し上げれば、行政庁としての裁判所がどういふ性格のものかといふことは法律上もむずかしい点でございます。また、常識的には裁判所に執行してくれといふことを申し立てるといふことになりまして、その裁判所の機関としての執行官が事件を扱うといふ関係になるわけでございます。これはいまの訴訟を起す場合に、抽象的な裁判所に申し立てるといふことなんでしょう。それから、要件するに裁判所に申し立てまして、そこで事件の配分というものが裁判所の内部規律できまりまして、ある裁判官に事件が配分されるというところ

そこで国家機関としての裁判所が裁判をやるという関係と同様の関係が——今度の執行官に対する申し立て、執行官のそれに対する処置といふものは、裁判の場合と同様の関係になると思ひます。

○大竹委員 その点私、非常に不勉強で申しわけないのですが、先ほどのお話で、それならいままでの執行官が、何か不都合があつて依頼者に対して損害を与えたといふ場合には、さきのお話だと国家賠償の対象になったのであります。その点をお聞きしたい。

○菅野最高裁判所長官代理者 ただいまのところでも、つまり申し立て人、債権者と執行官との間に委任関係があると考えられております。現行法のもとにおきましても、執行官に不都合があつた——不都合といふのはいろいろの場合がございます。まじりけれども、執行の途中におきまして、いわゆる公権力の行使によりまして不都合を生じたといふ場合に、ちよつと条文を忘れたしましては、五百三十条でしたか、第一次の責任は前には執行官にありましたが、いまは、その条文が削除されて以来は、国が第一次的な責任を負つておられます。これは、いまの慣例と申しますか、裁判の上でもそういうふうな扱われております。これは今度の改正によりまして、一、そういふ公権力が強化される、国家機関としての公権力の行使としての性格が直接打ち出されるので、その関係は従来と変わらぬ、国家賠償をしなければならぬと思ひます。

○大竹委員 次に今度の改正の大事な点は、金銭の保管について、いままで執行官が保管しておつたものを裁判所が保管することになるということ、これはいままでのいろいろな問題が起る余地がなくなつてつこうなことだと思ひます。であります。ただ最高裁判所が当分の間別段の定めがござります。ところが附則第十條にあるわけでありまして、別段の定めといふことは、こう書いてあるわけでありまして、結局従来どおりでいいということなわけでありまして、一体いつになればこうい

うことでなく裁判所が保管するということになるのであります。その点をお聞きしたい。

○菅野最高裁判所長官代理者 当分の間は別段の定めで裁判所が保管するといふ規定は直ちに適用しないといふことは、仰せのとおり別段の定めで従来どおり当分の間執行官が金銭の保管に当たるといふ、そういう規則をつくつていくつもりであります。それから、いつまでそうやっていくのかというお尋ねであらうかと思ひますので、お答えいたしますが、金銭の保管の事務を裁判所で取り扱うということにいたしますれば、やはりそれだけの人員を必要といたしますので、これは予算的な措置を要するわけでございます。本年度の予算におきましてその点も要求したのでござります。が、遺憾ながら認められませんでした。補助金の増額等しか認められなかつたわけでありまして、しかしこの法律が通りますれば、この人員要求の予算要求といふものを本年度からやつてまいりたいと思ひます。もちろん一気には、これは補充源の問題もございまして、直ちに実現も不可能かと思ひますけれども、ただいまのところ、ほんの試算でございますが、これに要する人員は、八十名であると考えております。それとほかの関係の人員要求もいたさなければならぬので一気にもできませんから、三年計画くらいでこの関係の人員を要求してまいりたい、こう思つております。

○大竹委員 こまかいことで恐縮であります。いまの問題についてですが、結局この金を預かる仕事を職員がいない、補充をしなければならぬといふことだと思ひます。もちろん執行官の金を預かるだけの、ほんのそれだけの仕事としては、変な話であります。これは一人前の仕事では私はないと思ひますが、その点は一体どういふ関係になるのであります。その仕事の内容等についてちよつとお聞かせをいただきたい。

○菅野最高裁判所長官代理者 仰せのとおり、この執行官の金銭の保管を裁判所がやる場合に、必ずそのために人員を一人ふやさなければならぬ

おりということにいたしましたわけでございますが、将来検討してまいりたいと思ひます。

○大竹委員 次に、十九条には、他の執行官の援助の規定、それから二十条には書記官の執行官の事務代行の問題が出ています。これは、私はこの第十九条の他の執行官の援助というものは裁判所書記官の援助も必要なんじゃないか。それから二十条の場合には書記官でない他の執行官の事務代行の規定もあつたほうがいいんじゃないか、こう思うわけです。なぜかと申しますと、一人の執行官しかいないところにおきましては、よそのところから執行官の援助を求めるより、その裁判所にいる書記官に頼んだほうが仕事は早いのであります。また二十条の書記官の事務代行の場合にも、執行官がたゞさんいるときには、何も書記官に代行してもらわなくても他の執行官で代行するほうがよほどよくいく場合もあると思うのであります。これは、援助は他の執行官でなければだめだし、代行は裁判所の書記官でなければならぬという趣旨なんですか、その点を御説明願ひたい。

○鹽野政府委員 援助の点と書記官の代行の問題、そのまた関連の問題につきましては御質問でございますが、援助の点につきましては先般の補足説明等でも御説明いたしましたところでございまして、従来は執行官が強制執行等に出かけます場合に、一人ですべての分野に目を通して執行を完了して行くというたてまえであつたわけでございますが、実際問題といたしましては、強制執行あるいは仮処分執行という場合には、非常に大がかりな大規模な執行行為があるわけでございます。その場合に、一人の執行官が全部について目を通して行くことが非常に困難な場合が考えられるわけでございます。そこで、さような場合には、今回の法案の十九条によりまして、「他の執行官の援助を求めることができる」ということにいたしました。大規模な強制執行のような場合には、裁判所の許可を受けまして、他の執行官に援助してもらつて、こういう手続をひとつ認

めたわけでございます。

その点につきまして、そういう場合には書記官の代行ではどうかという問題でございますが、これは法律の規定といたしましては二十条に書記官の執行官の職務の代行が規定されております。「裁判所書記官に執行官の職務の全部又は一部を行なわせることができる」と規定されておりますので、その限度では執行官と同じ資格を持つわけでございます。したがつて、執行官がかりに一つの場所に一人しかいない、しかも大規模の強制執行が行なわれるという場合には、その執行官が代行の書記官に援助を求めまして、書記官が執行官代行といたしまして援助に出かけていくということは、法律上当然認められるわけでございます。ただ、ただいふやうな御疑念はこの規定の形からはごもつともないでございますけれども、法律の解釈としてはそのやうな場合も許される、できるといふふうに考へていくわけでございます。

○大竹委員 それから二十条の場合は、事務の代行というものは他の執行官に代行される——代行といひますが、そのことは語弊がありますが、他の執行官にやらせてもいいというふうに解釈してよろしいですか。

○鹽野政府委員 書記官の執行官代行の問題でございますが、この制度は御承知のとおり現在でもあるわけでございます。現在では裁判所書記官がやはり執行官の事務を代行できるということになっております。ただ今回の執行官法の二十条と現行と違つておりますのは、代行を認め得る場合が多少違つてくるということでございます。現在の執達吏規則におきましては、その地に執行官がいないうちに代行を命ずることができるといふことになっております。それを今度は二十条にございまして「執行官の事故その他の理由により必要があるとき」ということで範圍を広めたわけでございます。こういうふうに裁判所の裁量と申しますか、それをなぜ広めたかと申しますと、現在にございまして執行官がその地にいない場合に代行を認めるということが必要であること

はもちろんでございますが、それ以外にたとえば執行官が一人はいる、しかしながら、その管轄區域が非常に広くて、一度強制執行に出かけますと当分——当分と申しますか、その日のうちに帰つてこれらというやうな場合があるわけでございます。一晩泊まりがけで出かけているという場合に、新しい強制執行の申し立てがあつて、緊急を要するといふやうな場合には、出かけている執行官が帰つてくるまで待つということになつてしまふので、さやうな場合には、やはり従来の裁判所書記官の代行の範圍を広めまして、臨時的な手当てができるやうにその場合の範圍を広めたわけでございます。

それから先ほど最高裁判所のほうから御説明ございましたやうに、そういうふうに執行官が出払つていない場合に事件を受け付けて担当することもできないといふやうなことがあつては非常に不自由でございますので、執行官が一人しかいないやうな程度仕事に忙しいといふやうな場合には、書記官の代行を一人置いておきまして臨時事務の受け付けができるやうな態勢をとりたいといふふうに最高裁判所ではお考えになつておられるやうでございます。もしもさやうなことにいたしましたれば、裁判所の事務分配は、本来の執行官と書記官の執行官代行の両方を使い分けまして、適宜に事務分配をいたしまして執行を円滑に実施していきたい、こういう考へ方をしているわけでございます。

○大竹委員 次に一番問題になります執行官の代理であります。附則十一條でございまして、執行官は自分の間に限り裁判所の許可を受けて一定の資格のある者に「臨時にその職務を代行させることができる」とあるのであります。この「自分の間」といふのは一体どういふやうにお考へになつていくかということ、それから一定の資格のある者といふことはどういふ資格のことをいわれるのか、その二点を……。

○鹽野最高裁判所長官代理者 執行吏代理を制度として廃止いたしますけれども、現に執行吏代

理の職務に携わっている人が二百四、五十人あるわけでございます。ところが、いろいろな人たちの職務をすぐになくすといふわけにはまいらないのでございまして、そこで、裁判所としては、どういふやうにその点を考へておるかという点でございますが、実は執行吏代理を廃止いたしますと執行官の数をふやさない限りならぬわけでございます。これもどういふ計画を立てておるかということをして申し上げると、ただいまの執行吏の事務等を勘案いたしますと、ただいまは三百二十五人の執行吏がおりますが、これを約百名程度はふやさなければならぬ。ただ、それには一つの前提がございまして、ただいまの執行吏代理でもつぱら送達だけを行なつておるやうな人はそのまゝ残してまいりまして、いわゆる執行吏代理はやめてしまふといふことにいたします。つきまして、ただいま申しました三百二十五人に約百名を増員いたす必要があると思ひまして、これを三年計画でやつてまいりたいと思ひついでございまして、しかしながら、三年の後になりましては百名程度は送達代理といふものはまだ残つてまいります。この送達代理をどうするかということにつきましては、一体執行官の仕事として送達を残しておくかどうかということにも関連をいたしますので、この送達の代理がいなくなるかといふことにつきまして、ただいまのところまだ私どもは見通しを立てておりませんけれども、要するに三年間で執行代理はなくなつていくことでございます。さういたしますと約二百名の方の将来の身分がどうなるかということが問題になるわけでございます。従来は、従来は送達に見ますと、毎年自然減といふものが十五名ないし二十名ございまして、三年間では約五、六十名が自然減として減少して行く。あと百四、五十名をどうするかという問題があるわけでございます。で、この執行吏代理の現職の人の職分につきましての規定が、法律の表面には出ておりませんが、裏を見ていただきますと、それに対する私どもの考へといふものを見ていただけると思ひます。

が、執行吏の職務の特殊性と言いますか、困難性と言いますし、非常に問題があるということ、また重要性というところにつきましては、これはたゞも異存を持っていない。そうすると、これがなかり手が少ない、補充が欠けてくるというふうな問題、いろいろな問題が出ておられるが、要するに制度上の問題と、この制度を運用するところの人の問題というふうに分けて論ずることができると思ふのであります。それで今回の改正案を拝見しますと、一つは大きな姿勢の問題につきましては、執行官というふうな制度に新発足していくというふうな問題、あるいは役場というふうな問題につきまして、これを裁判所の内部に置いて、しかも裁判所の職員としてこの執行官というものを位置づけるといふ大きな姿勢の問題につきましては、これは大きな進歩だろつと思ひますが、要するに予算あるいは金という部分につきましては、はなはだこれは行き届いていないわけですが、ですから、要するに予算面におきましてはセーブしながらいつておる。それが証拠には、執行官になる従来の執行吏の方々の収入源というものは、手数料というふうな制度におきまして、依然として旧来のままを踏襲しておる。あるいは人員の増加というふうな問題につきまして、これは暫定的にやつていくことに相なつておる。ですから、いわば金がかからぬ部分において姿勢を正していくというふうな応急的な線になつておるようになり承知いたします。この点は現在の段階としてはやむを得ない問題であらう。けれども、従来非常に大きな諸問題を含んでおる問題でございますので、その問題につきまして基本的な点をお尋ねしておきたいと思ひます。

従来執行吏の制度といたしましては、もちろん刑事裁判の執行と違ひまして、当事者処分権主義が大きな立場を占めておる。民事の問題でございますから、だから法のいわば末端の実現としましての執行の部分におきまして、当事者処分権主義が入ってくることは当然でございます。ですから、そこで現実に執行していく場合におきましても、

債権者あるいは債務者の間で任意に合意が成立しますれば、そこで打ち切られていきますし、また債権者の意向というものを大幅に取り入れていくということに相なります。ですから、要するに執行吏の仕事としましては、その実現する当分の、いわば最終段階におきましても、常にその人の意思と執行吏の意思というものが非常に大きく現れておるといふ場面におきまして、人の問題というものは非常に大きな問題になります。ただ昭和三十一年におきます法制審議会の強制執行部会の小委員会、現行の執行吏制度を廃止して、固定俸給制の裁判所職員たる執行官の制度に改めるといふ大きな方針を打ち出してあります。それから実は経過すること十年になつておる。十年になつておりましても、なかなかこの基本的な考え方に沿うためにどうするかという問題につきましても、非常に問題点があるから延びておるわけですが、固定給制の裁判所の職員たる執行官にしていくとしますと、一つのしやくし定本にはまつていくおそれがある。そうするといふと、この執行の仕事、ある意味におきましては法の実現という最先端の処理のことでございますから、しやくし定本にやりますといふと、また従来の能率化、それがうまくいかぬようになってくる。制度はできたけれども非能率に相なる、こういうおそれが来たりしないか。それを解決するためにはどうしてもその人を得なければならぬ。要するにこの執行官に人を得ないといふこと、今度は制度を改めたために非能率化に相なつてくるおそれが私は出てきやしないかと思ふ。しかもその人員の補充ということが遅々として進まないといふことになりまします、かえたけれどもかえつて事務は滞滞した、要するに裁判所へ執行をお願いしたけれどもいつか終末点へ来たかぬといふような問題。この問題は、たとえば現在国会におきまして特許法の制度の改正案が出ておる。これもみな事務の滞滞になる。あるいは裁判所の裁判の事務促進という問題もからんでくる。ですから、この問題点につきましてもその人を得ていくといふ

問題。だから、単に執行官というものが人数だけそこに確保されればよいという問題とはだいぶ違つてきて、今度は中途はんばに改めたために事務はきわめて滞滞するといふようなおそれなしとしない。この点につきましてはどんなお考えをお持ちになつておられるか、ひとつお尋ねをしておきたいと思ひます。

○菅野最高裁判所長官代理者 執行の重大性といふことにつきましては仰せのとおりでございます。そうして仕事の困難性といふことも仰せのとおりでございます。制度ができました人も人を得なければ結局執行がうまくいかなくて、司法としての權威を失墜するといふことに相なりますので、私どももいたしましては、この新しい制度のもとにおける執行官といたしまして、その人を得るために最大の努力をいたしたいと思つております。

これは一つには経済的な処遇の問題もございするけれども、もう一つ重要な点は、従来にも増して執行官といふものに、その仕事の上で誇りを持たせる。そして誇りのある仕事であるという感じを執行官に持たせるように、裁判所全体としての空気といたしまして、従来よりも執行官というものは内部の職員であり、非常に重要な仕事をする人であるという裁判所の内部における気風というものをも醸成していかなければならないと思つております。これが名前を改めたという点にも一つには出ておると思ひのでございます。執行吏といふものを執行官に改めた実態はなにかないかという御批判もございました。しかしながら、その一つは執行吏といふものの従来の觀念を一新してしまひ、執行官といふものは先ほど来お話のございました重要な司法の一翼をになう重責を負つておるんだという誇りを持たせるような裁判所全体の空気といふものを醸成してまいりたい、かように思つておるわけでございます。

経済的な処遇の点につきましては、私どもの予算要求に対する努力といふものは十分に実りませんでしたけれども、ともかくも従来の三倍程度の補助金、そして恩給の基準額といふものが定まり

ました。しかし、それに伴ひましてまた任用資格といふものも高められたわけでございます。四等級で三十五歳以上、従来の七等級で二十歳以上といふのは格段の差ができたわけでございます。こういう三十五歳以上——実際の運用の面におきましては四十歳から四十二、三歳の人で、社会常識にたけた最も働き盛りの人を裁判所の職員を主たる給源といたしまして、その他の方面に求めまして、りっぱな人をここに補充してまいりたい、そういう覚悟でありますし、その見込みもないではないといふことは先ほど申し上げたとおりでございます。

○上村委員 私はいきわめて納得のいく御答弁だと思ひわけでございますが、要するに待遇をよくする、それとともに、執行官といふのはお名前は裁判官というように——私は小さい裁判官みたいなものだと思ふ。小さいと言つてはいけませんけれども、日本のものでないかと思ふ。大学の研究部門における人が、實際上教育を担当し一線に立つていくような人より何となく高いような立場、重要な偉い人のような立場にある。もちろんそれぞれの立場はあるであらうまいけれども、何となくそういう風潮がある。だから、裁判所で裁判をしていく、これはきわめて必要なこと。けれども法を具体化する者の考え方としては、裁判官と執行官は、一つの法を具体化するものが実態ある。逆に言いますれば、その実態面が正確であるという信頼度がありますれば、これは諸先進国にあるように裁判しただけでそれに全部従つていきまして、そうして執行部面はなくなつてくる。その執行が正確に国民の信頼度をかち得ておるといふことの実証があれば、裁判で言い渡されれば、それに全部従つてくるというところに相なる。ところがそうでないと、いかに適切な裁判が行なわれた場合でも最終の執行の段階でどうでもなるんだといふような觀念がありますれば、結局いつまでたつても裁判の適正を期するわけにはいかない。しかも非能率化されてい

くということに相なるわけでありするから、一つの大きな姿勢の変化を来たすところのこの改正法案といしましては、先ほど局長が御答弁になられたように、待遇をよくするとともに、ある一種の使命観と申しましょるか、裁判所内部の執行官に対する高い一つの観念というものを持たせるといふことが必要である。一つの制度としまして大きな前進であるというふうに思うとともに、単なる一つの職員というより立場で部署が単にふえたというより観念でいけると、これは優秀な執行官を得るわけにいかないでありましょるか、しかもいやる、またつらい一つの職域でありましょるか、いま気分を交えるときでございますから、その点につきまして最高裁判所におきましてもひとつ大きな御決意を持っていただくならば非常に大きな効果を発生するのではないかと。さもなくば単にそれを裁判所の職員に吸収したというよりな程度であるならば、これは将来事務の滞滞、非効率化を来たすであろうという感じが私はいたします。それから、現実の問題としまして、現在の執行吏の方が執行官としてなる。それとともに執行吏代理の方の処遇という問題につきまして、先ほど局長いろいろと具体的な御答弁があつて、現実においては、いまはつきり言えないでしよるが、かつていわゆる代行書記官というのがありました。それを書記官のほうに組みかえていくということ、予算と並行しながらこの問題を御解決されていく、そういうような過去の問題から考えますれば、現在の執行吏代理の方々の現実的な処遇の問題、処理の問題といふものにつきましてはおおよそ先ほどの御答弁で私は了承するものでございしますが、要は、この執行の問題につきましては、世の中の経験とかあるいはその他いろいろな事情といふものが、そういうものに具体的に接した経験といふものが相当ものをいうと思つたのであります。何とならば、先ほど御答弁の中にありますように、執行をする場合におきましては債権者、債務者の利害が極端に对立して、しかも

その執行の場所がきわめて気の毒だと思われる家庭内部で行なわれていく場合が多いのでございす。そういう場合の処理のしかたといふものは、単にしゃくし定木の処理のしかたでなくて、人情の機微に通じたところの処理といふものが必要であります。要は、法といふものは国民が納得しなければならぬのであります。正しいことをやうたからといって、相手が納得しなければかえつて反感を持つだけになって真の効果なり使命を発生するものではない。そういう際におきましては、どうしても人生の機微とか人情の機微とかいふようなものを推察しながら、そこで一つの意思決定をしていくといふことになる。しかも、それが現実にも力といふものの発現の場所になるわけでございますから、これは単なる事務的なものといふものとは違ふといふふうに思つてございす。そういうことも考えながら人の処遇——あるいは使命感、あるいは補充といふようなことをよく御留意を賜りたい、こういうふうに思つておるわけでございます。そうしますれば、執行吏代理といふよりな人もあるいは見聞きしながら相当の、いわば知識経験といふものを持つておられる方もあるのではなからうか。そうしますれば、将来の執行官の供給源と申しましょるか、そういうようなものにも相なるのである。全部が全部といふわけではございませんが、そういうふうなことをひとつ御留意を願ひたいと思ひます。その点についてひとつ御意見を賜りたいと思ひます。

○菅野最高裁判所長官代理者 執行官が単に法律だけの事務屋であつてはならず、人情の機微に十分通じた人で、判断力を備えた人でなければならぬといふことは仰せのとおりでありまして、そういう人を得るために私どもは努力するわけでございますが、現に執行吏代理の仕事をしておる人の中に、そういう資格を持つておる人が相当あるのかと思つております。形の上ではいわゆる四等級の経歴を持つておらない人も、任用資格の上では、原則は四等級といふことにいたしましたけれども、これに準ずる者といふものも新しい執行官

になるための資格の一つとして認めまして、そうしてその準ずるといふことにつきましては、たとえば六等級の経験しかない人でありまして、その後執行吏代理として数年の経験を積んだといふような人、そして社会経験を積んだといふような人は、これはいよいよ四等級に準ずるものとして新執行官の任用資格を認めてまいりたい、そういう意味での任用規則といふものも定めてまいりたいといふふうに思つております。

○上村委員 もう一つ、実はいろいろと時間的に急がれておりますから、従来の執行吏制度につきましては過去長い間非常に大きな問題を含んでおりますから、そのたびに私も過去におきましてもう数回本案以外にもいろいろ問題の提起を申し上げておるわけでありまして、きょうは時間もございませんで一点だけお尋ねをしまして終わりたいと思ひますが、要するにこの執行吏制度の際におきまして、執行屋とか、あるいは立ち会い屋とか、いわゆる事件屋といふようなものが介入しやうか、それが一つの執行吏制度におきましての問題点ともなり、多くの疑惑をも提起し、また国民の信頼をも傷つけておるといふことは事実でございます。これを除去する意味におきまして、裁判所の一つの監督の強化という問題が起きてくる。従来の執行吏の場合よりも、執行官の今回の新しい改正によりましては裁判所の監督の強化といふことはこれは当然起きてくると思つてございす。だとしたところが個々のやり方でございす。

悪い弊害の面につきましてはほとんど強化しなければなりません、これをしゃくし定木に強化しますといふと、今度は現実には線に出た執行官が、執行を適正に迅速に能率的に執行する際に、うしろばかり見ておつて処理をするといふことになつてしまひまして、あやまちなからぬことだけ——あやまちがあつてはかきませんけれども、とにかくお役大事といふ一点ばかりでまひりますと事務の滞滞になつてしまひます。普通につとめさへしていれば適当に俸給とれるといふようなことになつてくると、これは現在の国家公務員全体に對

する諸問題と同じような問題がここに出てくるというところになると思つてあります。それで、この裁判所の監督の強化、あるいは競売などの実施の方法といふような問題につきましては、従来の弊風といふものは改めなければならぬこともございまして、またその意味におきましては非常に改善をされた、前進をした改正案だと私は思つておるわけですが、しかし一步誤りますと、かえつて新しい問題を提起してくるおそれがある、こういう意味でございますので、要するに裁判所の監督の強化、競売実施の方法といふような問題につきまして、どんなふうな心組みでやられておるか、こまかいいろいろな点につきましては大竹委員から質問を申し上げておりますから、これはきわめて限られておる時間の際、重複的なことあるいは大体推測のできることは差し控えておくのが適切かと思ひますので、大きな点だけを私はいまお尋ねをしておるわけでありまして、その点につきましてお心がまえ、お考えのしかたといふものだけお尋ねをしておきたい、こう思ひます。

○菅野最高裁判所長官代理者 従来の執行の方法、特に競売等につきましてもいろいろ問題がありました。この競売の方法等につきまして、このたび直接の改正案文が出ておりませんけれども、しかしながら執行を厳正にして、世の批評を受けたいための一つの手段としてはいよいよゆる申し立て制をとつて、債権者との妙なつながりといふことの疑いを避けたわけでございます。それから会計の面をガラス張りいたしましたので、従来とかくの風評がありましたという点も排除いたしてまいりたいと思つておるわけでございますが、最初に申し上げましたように、競売の方法そのものにつきましては、今回は改正案を出しするまでに至らなかつたわけでございますけれども、これは改めるべき点があるのでございすけれども、これは改める執行官制度がございまして、その上にこの手続の改正といふことを法務省にお願いいたしまして、そして厳正な競売の手続ができるように、さらに厳正な競売の手続ができるようにしていきたい

と思っております。なお、あまり嚴重にし過ぎてはかえって能率を失うのではないかと、御懸念も、私どももそういうことがあり得るということを十分に考えておりますので、そういう点も十分に含んだ上で、手続面の改正ということを法務省のほうにお願いしたい、かように思っております。

○上村委員 以上をもちまして私の質問を終わります。

○大久保委員長 本日の議事はこの程度にとどめます。

次会は、明後二十六日に委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十二分散会